

令和8年6月30日

第1回青森県障がい者施策推進協議会

資料1－1

新条例の制定について

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくり条例（仮称）

制定の背景

- 障害者差別解消法の改正法（令和3年6月4日公布）が令和6年4月から施行
- 県民対話集会「**#あお****はな**」におけるご意見
「障がい者に対する差別がまだある」
「障がいに対しての理解がなかなか進んでいない」
- 令和8年10月に「第25回全国障害者スポーツ大会」（青の煌めきあおもり障スポ）開催

制定の目的

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共にきらめくことのできる青森県づくりを推進するため、障がい・障がい者に対する理解の促進、障がい者の自立や社会参加の推進に関する基本理念を定めるとともに、施策や取組の各実施主体の責務・役割と施策・取組の基本事項を明らかにすること。



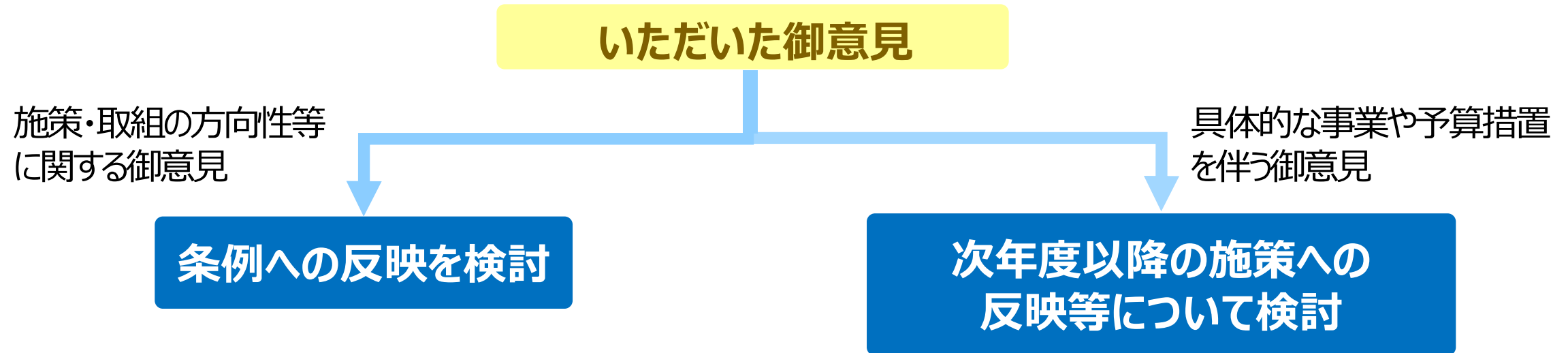
「青の煌めきあおもり障スポ」のレガシーとして、障がい者に対する人々のマインドと障がい者を取り巻く社会的仕組みの変化を促す施策・取組の土台となるプログラム条例

条例制定の手順



委員の皆さまからいただいた御意見について

- ・ 本条例は、障がい及び障がい者等にかかる理解促進、障がい者の自立や社会参加に向けて、県、事業者、県民、障がい者関係団体の責務・役割や、関連する施策の基本事項を明らかにすることを目的としています。
- ・ 本条例は、各実施主体による施策・取組の方向性や県が目指す姿を示すものであり、いただいた御意見のうち、具体的な事業や予算措置を伴うものについては、本条例に基づいて行う次年度以降の施策・取組等に反映が可能かどうか別途個別に検討します。



条例の骨子案

- 本骨子案は現在の検討状況をまとめたものであり、委員の皆様からのご意見を反映しながら、見直し・修正を重ねていくことを前提としています。
- 加えて、県庁内の条例審議担当部署との協議により、さらなる変更が生じる可能性もございます。
- 忌憚のないご意見をお寄せいただき、より良い条例案の作成にご協力くださいますようお願い致します。

<基本的枠組み>

1 目的

2 定義

3 基本理念

4 各主体の責務・役割

5 誰もがきらめく共生社会の実現に向けた施策・取組

6 その他

障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくり条例

1 目的 (P.8)

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共にきらめくことのできる青森県づくりを推進するため、障がい及び障がい者に対する理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加の推進に関する基本理念を定め、県、事業者、県民、障がい者関係団体の責務と役割を明確にするとともに、関連する施策・取組の基本事項を明らかにすること。

2 定義 (P.9～11)

- ①障がい者 ②障がい児 ③事業者 ④障がい者関係団体
⑤社会的障壁 ⑥合理的配慮の提供 ⑦建設的対話
⑧情報アクセシビリティ ⑨インクルーシブ教育システム

3 基本理念 (P.12)

障がいの有無にかかわらず、全ての人が尊重され尊厳ある生活を保障されることを踏まえ、次の事項を定める。

- (1) 社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることへの認識と、障がい及び障がい者に関する理解の県全体での深化
- (2) 障がいを理由に差別することもされることもない社会の実現
- (3) 全ての障がい者のあらゆる分野の活動への参加機会の確保
- (4) 全ての障がい者の生活場所・生活形態の選択機会の確保、地域共生の保障
- (5) 全ての障がい者の災害時の安全・安心な避難生活の確保
- (6) 全ての障がい者の情報保障のための情報通信技術活用機会の拡大と周知促進
- (7) 障がい者を支える家族の孤立防止と安心できる生活環境の確保
- (8) 障がい児を育てる家族の孤立防止と安心できる子育て環境の確保

4 各主体の責務・役割 (P.13～15)

県 (責務)	① 市町村の協力を得て、障がい理解促進と障がい者の自立・社会参加施策の実施 ② 障がい福祉サービス事業者への情報の提供、助言その他の支援 ③ 市町村を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の連携体制整備 ④ 障がい者が家族の支援を得られなくなっても住み慣れた地域で尊厳ある自立生活継続のための施策の実施 ⑤ 法定雇用率の遵守と障がい者雇用促進・従事業務多様化の推進	事業者 (責務)	① 障がいを理由とする差別禁止と障がい者の権利利益の保護 ② 障がい者等からの合理的配慮要請に基づく社会的障壁除去 ③ 県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策への協力 ④ 法定雇用率の遵守と障がい者雇用促進・従事業務多様化の推進 ⑤ 障がい福祉サービス事業者の法令遵守・適正運営と利用者尊重・尊厳保障の推進
障がい者 関係団体 (役割)	障がい及び障がい者理解促進の啓発と県・市町村等施策への協力	県民 (責務)	① 障がいを理由とする差別禁止と障がい者の権利利益の保護 ② 障がい及び障がい者への理解深化と県施策への協力 ③ 障がい者等の生活困難に配慮した意思の尊重と対応 ④ 障がい者の安心安全な生活のための日常的配慮

5 障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現に向けた施策・取組（P.16～25）

（1）障がい及び障がい者に対する理解促進等に向けた施策・取組（P.17～18）

- ① 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発に関する施策・取組（P.17）
 - 障がいの有無や種類に関わらず共に活動・交流する機会の提供と知識の普及啓発 等
- ② 障がいを理由とする差別の解消に関する施策・取組（P.17）
 - 的確な相談対応のための窓口設置 等
- ③ 合理的な配慮に関する施策・取組（P.18）
 - 合理的配慮の的確な提供に向けた施設構造・設備の改善と職員研修 等

・黄色マーカー部分はP.17以降の骨子案中（１）①～③、
（２）①～⑨に挙げた各施骨子策・取組から主なものを抜粋。

（2）障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（P.19～25）

- ① 生活支援の充実に関する施策・取組（P.19）
 - 障がい児の環境・ライフステージに応じた発達と将来の自立・社会参加の支援 等
- ② 生活環境の充実に関する施策・取組（P.20）
 - 建物・道路・交通機関等の生活環境のバリアフリー化による福祉のまちづくりの推進 等
- ③ 情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に関する施策・取組（P.21）
 - 情報通信技術活用による情報発信と情報アクセシビリティ保障の充実 等
- ④ 災害時における支援に関する施策・取組（P.22）
 - 障がい者及び家族の安全確保のための多様な情報提供手段の確保 等
- ⑤ 医療等を要する障がい者への支援に関する施策・取組（P.23）
 - 医療的ケア児と家族の安心な在宅生活を支える支援 等
- ⑥ 教育の支援体制の整備及び充実等に関する施策・取組（P.23）
 - インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備 等
- ⑦ 雇用及び就労の促進に関する施策・取組（P.24）
 - 障がい者の多様な働き方の推進と就労機会の拡大 等
- ⑧ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組（P.24）
 - 障がいの有無に関わらず交流・相互理解が深まるよう障がい者スポーツの振興 等
- ⑨ 文化芸術活動の推進に関する施策・取組（P.25）
 - 障がいの有無に関わらず交流・相互理解が深まるよう障がい者の文化芸術活動の振興 等

条例の骨子案

1 目的

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共にきらめくことのできる青森県づくりを推進するため、障がい及び障がい者に対する理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加の推進に関する基本理念を定め、県、事業者、県民、障がい者関係団体の責務と役割を明確にするとともに、関連する施策の基本事項を明らかにすることを目的とする。

条例の骨子案

2 定義（その1）

1 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障害者手帳の交付の有無や年齢によらず、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。 ※この部分は、障害者基本法第2条の障害者の定義を引用。

2 障がい児

1 8歳未満の障がい者（医療的ケア児や重症心身障害児を含む。）をいう。

3 事業者

営利か非営利かを問わず、又は法人格の有無を問わず、経済的・社会的な活動を行う者をいう。

※内閣府HPで「障害者差別解消法では、「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。」と説明している。

条例の骨子案

2 定義（その2）

4 障がい者関係団体

障がい者とその家族の自立や社会参加、地域でのくらしの向上などを目的として活動する当事者団体、家族会、支援団体その他の団体をいう。

5 社会的障壁

障がい者が日常生活や社会生活を送るときに、妨げになる社会のしくみや制度、慣行、考え方などをいう。

※障害者差別解消法第2条では、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。

6 合理的配慮の提供

行政機関等及び事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者から「社会的障壁を取り除いて欲しい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることをいう。

※内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」を参考に作成。

条例の骨子案

2 定義（その3）

7 建設的対話

事業者等が合理的配慮の提供に当たって、障がい者と対話を重ねるなど、共に解決策を検討していくことをいう。

※内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」を参考に作成。

8 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

※この部分は総務省の定義を引用。

9 インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのことをいう。

※この部分は文部科学省の定義を引用。

条例の骨子案

3 基本理念

※この部分は、障害者基本法第1条、第3条を引用。

障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくりは、障がいの有無にかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることについて認識し、障がい及び障がい者に関する理解を県全体で深めること。
- (2) 障がいを理由に差別することもされることもない社会をめざすこと。
- (3) 全ての障がい者が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がい者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (5) 全ての障がい者が、災害時に安全かつ安心な避難生活が確保されること。
- (6) 全ての障がい者が、必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、情報通信技術の活用機会の拡大及び周知等が図られること。
- (7) 障がい者を支える全ての家族が、地域から孤立することなく、安心して生活できる環境が確保されること。
- (8) 障がい児を育てる全ての家族が、地域から孤立することなく、安心して子育てができる環境が確保されること。

条例の骨子案

4 各主体の責務・役割（その1）

（1）県の責務

- ① 市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する県民の理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加に向けた施策を実施しなければならない。
- ② 障がい福祉サービスを提供する事業者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）が障がい者の尊厳を重んじた業務を遂行できるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。
- ③ 障がい児が健やかに成長できるよう、市町村による保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の連携体制の整備を支援する施策を実施しなければならない。
- ④ 障がい者が家族との死別等、家族の支援を得られなくなった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自立した生活を継続できるよう、必要な施策を実施しなければならない。
- ⑤ 事業主として法定雇用率を遵守するとともに、障がい者の雇用促進と従事業務の多様化に努めなければならない。

条例の骨子案

4 各主体の責務・役割（その2）

（2）事業者の責務

- ① 障がいを理由とする差別により、障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ② 障がい者に対しサービスを提供するとき、障がい者又はその家族等（当該障がい者の家族や介助者等本人を補佐する者を含む。以下同じ。）が、社会的障壁を取り除くため、当該障がいの特性に応じた工夫や環境設定を求めたときは、合理的な配慮の提供を行わなければならない。
※障害者差別解消法第8条第2項では、事業者は「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定されている。
- ③ 県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策に協力するよう努めなければならない。
- ④ 従業員が一定数以上の規模の事業主である事業者は法定雇用率を遵守するとともに、すべての事業者は障がい者の雇用促進と従事業務の多様化に努めなければならない。
- ⑤ 障がい福祉サービス事業者は、法令等を遵守し、適正な事業運営を行い、利用者である障がい者がかけがえのない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう努めなければならない。

条例の骨子案

4 各主体の責務・役割（その3）

（3）県民の責務

③→道の横断に困っている視覚障がい者の方がいたら、声掛けして一緒に横断する等の行為を想定
④→点字ブロックに物を置かない、障がい者用駐車スペースに駐車しない等を想定

- ① 障がいを理由とする差別により、障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ② 障がい及び障がい者について積極的に関心と理解を深めるとともに、県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策に協力するよう努めなければならない。
- ③ 障がい者又はその家族等が当該障がいに起因して生活上の困難さや不便さを感じていると見受けられたときは、当該障がい者の意思を尊重しながら必要な対応を行うよう努めなければならない。
- ④ 障がい者が安心安全な生活を送ることができるよう日常において適切な配慮及び協力を行うよう努めなければならない。

（4）障がい者関係団体の役割

障がい及び障がい者に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村及び他の障がい者関係団体が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組に協力するものとする。

条例の骨子案

5 障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現に向けた施策・取組

- (1) 障がい及び障がい者に対する理解促進等に向けた施策・取組
 - ① 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発に関する施策・取組
 - ② 障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消に関する施策・取組
 - ③ 合理的な配慮の提供に関する施策・取組
- (2) 障がい者の社会自立や社会参加に向けた施策・取組
 - ① 生活支援の充実に関する施策・取組
 - ② 生活環境の充実に関する施策・取組
 - ③ 情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に関する施策・取組
 - ④ 災害時における支援に関する施策・取組
 - ⑤ 医療等を要する障がい者への支援に関する施策・取組
 - ⑥ 教育の支援体制の整備及び充実等に関する施策・取組
 - ⑦ 雇用及び就労の促進に関する施策・取組
 - ⑧ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組
 - ⑨ 文化芸術活動の推進に関する施策・取組

条例の骨子案

5－(1) 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する施策・取組（その１）

① 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発に関する施策・取組

県は、障がい及び障がい者に対する理解と関心が全ての県民の間で深まるよう、障がいのある子どもとない子ども、障がいのある人とない人、異なる障がいを持つ人同士等が共に活動し交流する機会を提供するとともに、障がいに関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

② 障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消に関する施策・取組

- i 県はすべての障がい者とその家族が障害を理由とする差別により権利利益を侵害されることなく、安心して暮らすことができるよう、県民及び事業者の理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がいを理由とする差別に関する障がい者とその家族からの相談に的確に応ずることができるよう、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

※障害者差別解消法第14条では、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。」と規定されている。この規定に基づき、県では同法の施行に合わせて平成28年4月1日から「障がい者差別解消相談事業」を一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に委託して実施している。

条例の骨子案

5－(1) 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する施策・取組（その2）

③ 合理的な配慮の提供に関する施策・取組

- i 全ての行政機関及び事業者は、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の提供を的確に行うため、あらかじめ自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

※障害者差別解消法第5条では、行政機関等と事業者は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と規定している。これは、特定の誰かから求められてから動くのではなく、あらかじめ社会的障壁を除去することを努力義務として課している規定と理解され、本条例でも同様の趣旨で本規定を設ける。

- ii 全ての行政機関及び事業者は、障がい者又はその家族等から社会的障壁を取り除くための対応を求められたときは、建設的対話に努めるとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に応じて合理的な配慮の提供を行うものとする。

※障害者差別解消法第7及び第8条では、行政機関等と事業者は「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定されている。これは、現に目の前にいる障がい者から社会的障壁の除去を求められたとき、状況に応じて柔軟に対応すること義務として課している規定と理解され、本条例でも同様の趣旨で本規定を設ける。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その１）

① 生活支援の充実に関する施策・取組

- i 県は、障がい者の福祉に係る施策の拡充、障がい者に対する福祉サービス及び相談支援の充実その他必要な支援を行うものとする。
- ii 県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の育成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。
- iii 県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者等への啓発及び研修を行うものとする。
- iv 県は、障がい児の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援するものとする。
- v 県は、医療的ケア児、重症心身障がい児、発達障がい児等専門的支援が必要な障がい児及びその家族への支援のため、地域における連携体制を強化するものとする。
- vi 県は、障がい福祉サービス事業者が、適正なサービスを提供し、また高い倫理観をもって事業を運営できるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。
- vii 県は、障がい児が入所する施設において、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、できる限り家庭的環境の中で養育されるよう支援するものとする。

iv、v、vii→青森県こども計画から引用

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その2）

② 生活環境の充実に関する施策・取組

- i 県及び事業者は、全ての障がい者が安全で安心して暮らし、自由に移動し、地域の様々な活動に参加することができるよう、建物、道路、交通機関その他の生活環境のバリアフリー化等を進めることにより、福祉のまちづくりと生活環境の充実に取り組むものとする。
- ii 県民及び事業者は、障がい者の安全な歩行を確保するため、点字ブロックの上やその付近に物を放置するなど、その機能を妨げる行為をしないものとする。
- iii 県民及び事業者は、障がい者とその家族等の移動の安全を確保するため、青森県おもいやり駐車場をはじめとする障がい者等用駐車場の適正な利用に努めるものとする。
- iv 県民は、駅、道路、商業施設等において、車いす使用者、白杖携行者、補助犬同伴者、ヘルプマーク装着者その他障がい者であることが推測される者等の近くを通行する際は、その安全な移動に十分配慮し、必要に応じて声を掛け、又は道を譲る等の思いやりをもった行動に努めるものとする。
- v 県民は、公共交通機関の優先席、多目的トイレ、多目的エレベーターその他障がい者等のために設けられた施設・設備を尊重し、それらの円滑かつ適正な利用を妨げないよう努めるものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その3）

③ 情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に係る施策・取組

- i 県は、障がい者が必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、情報通信技術を選択し活用する機会の拡大等による情報発信及び情報アクセシビリティの保障の充実を図る施策を講ずるものとする。
- ii 意思疎通手段の利用や習得の促進、意思疎通手段を利用した情報の発信及び意思疎通支援者等の養成等については、「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例（R2.3.27 県条例第3号）」及び「青森県手話言語条例（R2.7.6 県条例第33号）」の定めるところによる。

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第4条では、地方公共団体は「その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その4）

④ 災害時における支援に関する施策・取組

- i 県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がい者とその家族等に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。
- ii 県は、災害時等における障がい者とその家族等の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。
- iii 県は、市町村が医療的ケア児及び重症心身障害児を含む避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、又は見直すことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- iv 県は、災害時等に障がい者とその家族等が必要に応じて福祉避難所等に避難できるよう広域的な調整を行うため、平時から市町村と情報共有するものとする。

※青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例

第3条（基本理念）自助・共助による防災の取組の推進は、「年齢、性別、障がいの有無、地域の特性その他の事情に応じて、自主的かつ積極的に行われること。」

第19条「避難所の運営に携わる者は、避難所に滞在する者の年齢、性別、障がいの有無その他の避難所に滞在する者の事情を踏まえ、避難所における良好な生活環境を確保するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

※災害対策基本法及び青森県地域防災計画では、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされている。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その5）

⑤ 医療等を要する障がい者への支援に関する施策・取組

- i 県は、医療、介護、リハビリテーションを要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。
- ii 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の多職種連携に努めるものとする。
- iii 県は、医療的ケア児や重症心身障害児等とその家族が安心して在宅生活を送ることができるよう必要な支援を行うものとする。

⑥ 教育の支援体制の整備及び充実等に関する施策・取組

今後、教育庁との調整が必要
ii →青森県こども計画から引用

- i 県は、市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する理解並びに社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。
- ii 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備及び一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備及び充実努めるものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その6）

⑦ 雇用及び就労の促進に関する施策・取組

今後、庁内関係課との調整が必要

- i 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じた適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な働き方の推進及び就労機会の拡大に向けた必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、関係機関と連携し、障がい者の雇用と就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障がい者の雇用と就労を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

⑧ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組

- i 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者スポーツの振興その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がい者が障がい者スポーツに参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者の養成および資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その7）

⑨ 文化芸術活動の推進に関する施策・取組

- i 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者の文化芸術活動の振興その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がい者が文化芸術活動に参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるものとする。

6 その他

(1) 取組推進主体等への県の支援

今後、庁内関係課との調整が必要

県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現を目指す活動を行う事業者、県民、障がい者関係団体及び市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(2) 財政上の措置

今後、庁内関係課との調整が必要

県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。